平成二十二年度	〇・〇二二
平成二十三年度	〇・〇一三
平成二十四年度	〇・〇〇六

（死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号。附則第六条において「死刑再審無罪者特例法施行令」という。）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

昭和三十六年度	八・七三七
昭和三十七年度	八・二三〇
昭和三十八年度	七・七四八
昭和三十九年度	七・二九二
昭和四十年度	六・八六〇
昭和四十一年度	六・四五〇
昭和四十二年度	六・〇六二
昭和四十三年度	五・六九四
昭和四十四年度	五・三四五
昭和四十五年度	五・〇一四
昭和四十六年度	四・七〇〇
昭和四十七年度	四・四〇三
昭和四十八年度	四・一二二
昭和四十九年度	三・八五五
昭和五十年度	三・六〇一
昭和五十一年度	三・三六二
昭和五十二年度	三・一三四
昭和五十三年度	二・九一九
昭和五十四年度	二・七一四
昭和五十五年度	二・五二一
昭和五十六年度	二・三三七
昭和五十七年度	二・一六三
昭和五十八年度	一・九九八
昭和五十九年度	一・八四二
昭和六十年度	一・六九四
昭和六十一年度	一・五五三
昭和六十二年度	一・四二〇
昭和六十三年度	一・二九四
平成元年度	一・一七五
平成二年度	一・〇六一
平成三年度	〇・九五四
平成四年度	〇・八五二
平成五年度	〇・七五五
平成六年度	〇・六六四
平成七年度	〇・五七七
平成八年度	〇・四九五
平成九年度	〇・四一七
平成十年度	〇・三四三
平成十一年度	〇・二九一
平成十二年度	〇・二四二
平成十三年度	〇・一九四
平成十四年度	〇・一四八
平成十五年度	〇・一三一
平成十六年度	〇・一一五
平成十七年度	〇・〇九六
平成十八年度	〇・〇七七
平成十九年度	〇・〇六一
平成二十年度	〇・〇四七
平成二十一年度	〇・〇三四
平成二十二年度	〇・〇二二
平成二十三年度	〇・〇一三
平成二十四年度	〇・〇〇六